

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく省エネ性能向上義務
の達成状況調査結果

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に「トップランナー方式」が導入されてから7年が経過し、蛍光灯のみを主光源とする照明器具（以下「蛍光灯器具」という。）が2005年度に目標年度を迎えた。

このため、目標基準値の達成状況、表示義務の遵守状況を把握することを目的に、各製造事業者等に出荷台数及びエネルギー消費効率等の報告を求めていたところ。（省エネ法第25条第5項の規定に基づき、平成18・02・06資第6号「製造事業者及び輸入事業者に対する特定機器に関わる業務の状況に関する報告について」をもって指示。）

特定機器名	目標年度	出荷台数、エネルギー消費効率等提出締切
蛍光灯器具	2005年度	2006年5月31日

今回、上記調査を通じて得られた、蛍光灯器具の製造事業者等（計20社）の省エネ性能向上義務の達成状況について集計を行った。

《達成状況》

蛍光灯器具のエネルギー消費効率の加重平均値は、85.6lm/Wとトップランナー基準導入前（1997年度に出荷された製品）のエネルギー消費効率の加重平均値（63.1lm/W）から35.7%の改善が図られた。なお、当時のトップランナー基準を達成した場合の想定値（73.6lm/W）及び想定改善率（16.6%）よりも改善された。